

に支給される半当でございます。これも施行規則におき月
額三千六百円ということに定められておるわけでございます。
次の第三項の傷病給付金、これは受給資格者が退取
後、公共職業安定所に申請し求職の申込みをした後におい
て疾病によりまして職業につけない場合の支給であり
ましてその金額は一月失業保険金の日額と同額とい
うふうに定められておるものでございします。

第四号の就職支度金はこれは従来からある制度でございまし
て現行条例ですらに規定されているものでございします。が半当の
一つとして改めて記載したものでございします。第五号の移転費
は受給資格者が公共職業安定所の紹介した取につくため
その住所又は居住を変更する場合に支給される半当でござい
ましてその金額は別途施行規則に定められておるものでございします。

たとえは五ヶ月未満の場合は一万円、独身者はその半額とい
うように定められておるものでございします。以上御説明申上
げました各半当に相当いたします。退取半当を役場の取費
にも一定の規準にあてはまる場合には支給しようというのか
本案のねらいをございします。慎重御審議取りまして原
案通り御可決あらんことをお願い申上げます。

議長(高橋千春) これより質疑を行ないます。
(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。
議案第百八号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は原案通

り可決いたしました。

議長(高橋千春) 日程第四福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議案第百九号を議題に供し、朗読を省略し、理事者から提案理由の説明を求めます。

助役(篠崎俊夫) 議案第百九号福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。国民健康保険の被保険者のうち所得の低い階層につきましては國の方針に基づきまして本年度から減税を実施する予定であるということは九月の議会でもやはり国民健康保険条例の改正を御提案申し上げる際に御説明申し上げました所でございます。おもしろいように國の具体的施策が明らかになり、またこの福生町におきましては國の方針に基づきまして本年度から低所得者に対する国民健康保険の減税を実施する



方針は本案を提出申し上げた次第でございます。本案の条例改正の中には第七条のこの保険料の減額に関する規定でございます。ましてその趣旨を御説明申し上げます。保険料の賦課期日があり、四月一日現在の被保険者につきまして前々年におけるその所得の年間所得が九万円を越えなかつたか、または米たなかつた場合は被保険者均等割、世帯別平等割ともどもにその前年度の保険料額の減額、前年度の保険料額を基準としたしまして被保険者均等割、世帯平等割、共に大割を減税すること。又その所得の年間所得が九万円プラス一万五千円、または家族数、具体的に申し上げますと三人世帯だと九万円プラス一万五千円、または二人というにたります。その額を越えなかつた所帯については原則として前年度の被保険者均等割、世帯平等割の額の

新たに國民健康保険の被保険者が資格を失つたりある
のはその後世帯に移動が生じた場合における月割課税の
方法を定めた規定でございまして、今度の減税実施に即ちいたし
ましてたいいま説明申し上げました減税世帯に對しても
年度途中から月割方法を合せて規定して置く必要が生じま
し、こゝに改正をしようとするものでございまして、改正案を申し且
し上げますと年度途中で低額所得者が國民健康保険に
入つてきた場合にはその低額所得者はもちろん減税の對象に
なるのでございしますが世帯の移動等の場合には國の方針に基
づきまして減税が決定した世帯に入つてきた場合には減税の
対象になるものでございまして、その逆に世帯員が四人以下のうち
相当の高額所得者がぬけて三人になつて理屈の上では減税の対
象になつてきたというものは四月一日現在要するに賦課期目現

でおさ立てある関係から年度途中で低額所得になつたよ
うなものは減税の対象にはなうまいということをご規定いた
してあるわけでございまして、尚この場合に第十七条も合理的
に条文を改めようとするもので、單なる条文の整備にとどまるもの
ではないです、次に御説明申し上げた通りでございまして、慎
重に御審議いただきまして原案通り御可決あらうなことを
お願い申し上げます。

議長(高橋千春)これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春)おはかりいたします。議案第百九号は原案
通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)よつて議案第百九号は原案通り可決いたしました。

議長(高橋千春)日程第五福生町国民健康保険特別会計才入才出追加更正予算案第一回議案第百十号を議題に供いたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役(篠崎俊夫)議案第百十号昭和三十一年度の福生町国民健康保険特別会計才入才出追加更正予算について御説明申し上げます。國保改正のみならず一般会計、特別会計を通じまして予算の補正は十月にさかのぼつて実施を予定されており、ある取員給与のベースアップ問題は、かばつきりした後に補正をしようという方針をもつておつたのでございまして、本國保特別会計につきましても、助産費、あるいは葬祭費、療養費等の給付経費におきまして

とてもベースアップ問題の解決を待つていたのでは赤字を生ずる面が出て参りましたので國保特別会計につきは特別な扱ひで、こゝで第一回目の追加更正予算を編成して御提案申し上げた次第でございます。また才入予算について御説明申し上げますと、第一款の国民健康保険料収入におきまして三十二万月を追加いたそうとするものでございまして、これは本年度の総収入予想額は六十四万月程度と試算されるのであり、またその半分は給与のベースアップ等に備へまして、保留財源として留保いたしまして、こゝで三十二万月を追加しようとするものでございまして、次の第三款の國庫支本金におきましては七万五千月を追加いたそうとするものでございまして、これは療養給付費の増加に伴へます。國庫支本金の交付決定額に予算計上見込み額の差額を追加計上しようとするものでございまして、

第六款の繰越金におきまして四十二万八千九百九十五円を追加しようとするものであります。次の第七款の雑入金におきましては八万五千円を追加しようとするものでございませうか。これは被保険者が交通事故等にあつた場合には一応町の方から保険給付をいたしますか。しかし町から事故の加害者に対して請求権を生ずるわけではございませうか。加害者に対して請求権を基に収入その他保険証の悪用等があつた場合の還付収入金八万五千円を追加しようとするものでございませうか。こうして才入合計の既定予算額が二千七百五十八万九千六百円に對して今回の追加額が九十九万八千九百九十五円、合計三千八百四十九万八千五百九十五円となる次第でございませう。次に才出予算について御説明申し上げます。

第一款の役場費におきましては九万二千四百円を追加いた

そうとするものでございませうか。これは臨時取員の賃金とか

印刷代等いわゆる常用費の予算不足分とそれから四月一日から実施いたしました国民健康保険運営協議会委員

員の報酬額改正に伴う予算不足分その他を追加いたそうとするものでございませう。次に第三款の保険給付費にお

きまして七十六万五千円を追加しようとするものでございませうか。その内容は療養給付費療養費あるいは助産費葬

祭費いわゆる保険給付の念合に基き予算の不足額を追加しようとするものでございませう。第五款の諸支出金に

おきましては五万四千円を追加しようとするものでございませうか。これは保険料収入増加にみあう婦人会生収員への報酬金の

予算不足分を計上しようとするものでございませう。第六款

の予備費におきましては計数整理のため六千九百九十五円追

加しこうして才出合計は才入合計と同じく既定予算が二千七百五十八万九千六百に達しまして今度の追加額が九十九万九千九百九十五円合計二千八百四十九万八千五百九十五円と相成るわけでございます。よろしく御審議いただきまして原案通り御可決あらんことをお願い申し上げる次第でございます。

議長(高橋千春) これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) おはかりいたします。議案第百十号は原

案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は原案通り可決いたしました。

議長(高橋千春) 日程第六福生伝染病医院組合規約の一部を改正

する規約につき議案第百十一号を議題に供します。

朗読と省略し理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(藤崎俊夫) 議案第百十一号福生伝染病医院組合規約の

一部を改正する規約につき御説明申し上げます。

福生、羽村、瑞穂、奥多摩の四町をもつて組織いたしておりま
す。福生伝染病組合規約には現在監査委員の制度は
ございませぬ。従つて監査委員の取務は地方自治法の
規定に基づきまして組合管理者が原則として行うことにな
つておるわけでございしますが組合管理者が監査委員の取務
を兼ね行うということは組合計理の適正を期する上からい
て適切でなく又過日の地方自治法の改正によりまして来々四
月一日から一部事務組合と云ふことも監査委員を必ず置

かなければならぬということになりまふのでこの際本組合にも独立した監査委員を設置するに伴いこの様会に現行規約の不備な点も改める必要が生じまして本案を提出した次第でございます。逐条的に申し上げまふのと本組合に加入してゐるのは先程申し上げましたように福生町羽村町瑞穂町奥多摩町で現在では全部町ばかりでありまして村はございませぬでございます。町村という字句を町に改め第八条の二として組合議会の議長及び副議長に關する条項を追加し次の第九条におきましてはこの組合の施行様式として従来の管理者副管理者各三人、収入役の他に新たに監査委員三名を置く旨を規定しようとするものでございませぬ。次の第十條におきましては管理者及び副管理者の任期を規定し第十一條におきましては収入役の任期の規定をそれぞれ追加いたします。又

に次の十一條のこととして新たに設置する監査委員の選任及び任期に關する規定を追加しようとするものでございませぬ。

なお第十二條におきましては有給吏員を職員に命免を任免に又吏員を職員というように現行条例の適切でない字句の表現をそれぞれ適切なる表現に改め附則として本案は組合規約の変更でありまふのを都知事の許可を必要としたしませぬ。その施行期日は東京都知事の許可があつた日からというこをございませぬ。ようしく御審議願へ原案通り御可決あらんことをお願い申し上げます。

議長(高橋千春)これより質疑を行はまふ。

(異議なしと申す者あり)

議長(高橋千春)御異議なしと認めまふ。よつて議案第百十号は原案通り可決いたしました。

議長(高橋千春)おはかりいたします。日程第七業務委託に
関する契約書の同意方につき議案第百十三号及び日程
第八予算外義務負担の二案は関連した問題でありま
すので一括審議願いたいと思っておりますがこれに御異議あり
ませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)御異議なしと認めます。よつて日程第七及び日
程第八を一括議題とする事に決定いたしました。

議長(高橋千春)日程第七業務委託に关する契約書の同
意方につき議案第百十三号及び日程第八予算外義
務負担につき議案第百十三号を一括して議題に供し
ます。事務局として議案の朗読をいたさせていただきます。

議会事務局(沢正次郎)朗読

議長(高橋千春)理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川窪金吉)議案第百十三号業務委託に关する契約書
の同意方につき及び議案第百十三号予算外義務負
担につき一括して御説明申し上げます。加美平区画整理
事業でございますが十月二十六日に認可を受けこの事業を
進めるにつきここに業務委託の契約をいたしたいということ
でございますがこの問題につきましては本年三月十一日の本
会議におきまして事業協定書の御議決をいただいたわけ
でございますが四月八日に新都市公社と協定事務を結ん
でおります。この協定書によりますと福生町の
区画整理全体につきその協定書でありまして要するに加美
平と武藏野の両方を合しましたところの協定書になつて
おります。従いましてその協定書の第五条により

まして業務委託契約については地区ごとに認可後契約をする
んだということが第五條の一項に出ておるわけをございまして
それに従つて本契約書を御提出申し上げた次第でござい
ます。契約案の第一條から簡單に御説明申し上げた
いと存じます。第一條は加美平区画整理事業内容を
町でやるものと公社に委託するものを分類したわけでご
ざいます。従いまして第一号から第二号まで分類した
のであります。かゝる内容につきましては第二條によつて御
説明申し上げたいと存じます。それから第三條によつて業
務については実施計画書によることになつておるわけでござ
います。この計画書というのは先般も皆さんに御配布申
上げましたところの設計書によりまして、愈々格的なものが
できておるわけであり、その年度年度によりまして

実施計画をたてることになつてあります。委託金額でござい
ます。が第三條によりまして四億九千二百二十万四千円というものを委
託契約を結ぼうというものでございまして、先程申し上げました第
一號の一号から第二号まで別表によつて御説明申し上げ
たいと存じます。一号が基本調査、二号が現形測量、三号が事
業計画書の作成、これはすでに今までも事業を完了したも
のでございまして、四は関係官庁提出書類の作成、これは一部を
のぞいてすでに完了しております。五、街区確定測量、六の上
地区画整理審議会等に関する事務等も一部やつております。
七は従前の土地各筆の地積決定も一部をそれへの整理前
右の上地詳細案の作成、これはまだやつておりません。九が仮換
地案の作成、画地確定測量、十が仮換地指定の書類作
成、ということになつております。これはこれから行なうとする

ものでございませう。十二の建物工作物等移転補償事務でありまうがこれは区画整理法によつて國が行うものでありまうが、そうした準備として公社にやつてもらうわければよろしいということにてこにあげたわけでありませう。十三が整理前後の土地各筆の指数計算、十四の町界地番整理案の作成、十六が換地処分平統書数の作成、ということになつておりまうが、これは今後行うものでございませう。十七の公共施設の帰属平統、これは完成後町に移換するものの地主事務費でございませう。十八が土地建物の登記、十九が清算金調書の作成、二十の換地処分後の官片提出書類の作成、以上二十にわけたのでありますが、二十は諸工事の設計、施行監督と、いうことでございませうが、これは全般的に公社に委託ということにてございませう。そのわけ方の問題でございませうので、私どもも

非常に数ヶ月にわたつてとりこんでおりまうが、結局全般的な平均したところの分割の振わけ計算がありまうので、そういうものによりまして、私ども分割したわけにてございませう。精密な計算でございませうと、多少の差はございませうが、一応全國の平均というものを基礎に、こういう分類したわけにてございませう。

職員の小位ものをやつてあるか、というのと、大体一平方坪に一人の職員がかり、一平方坪にてございませうが、結局二十人位の職員を必要とする、この思つております。そういうことで、総金額五億五千六百五十万という金額をこのように分類したのでございませう。従つて、事務費といひまして、五千三百三十万一千四百、工事費におきまして、四億三千九百九十九万一千四百、というものを分類し、これを合計いたしますと、四億九千三百三十三万二千四百、というものが